

**お知らせ**  
**インフォメーション**  
 まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。  
 住民企画課企画係 14番窓口 ☎ 77-8374  
 FAX 76-2976

**お知らせ**

**北方領土の返還要求署名コーナーを設置します**  
 「北方領土の日」特別啓発期間に伴い、北方領土返還要求の署名コーナーを次の場所に設置します。多くの皆さまのご協力をお願いします。  
**設置期間**  
 1月23日(月)～2月20日(月)  
**設置場所**  
 役場正面玄関ロビー

※名簿に記載された個人情報については、政府要求・請願以外の目的には使用しません。  
**問い合わせ先**  
 総務課庶務係 26番窓口  
 ☎ 77-8371

**働いている調理師の皆さまへ**  
 調理師法では、調理業務に従事している調理師は、2年ごとに、12月31日現在の調理従事場所等を届け出なければならぬと定められており、今年も届け出の必要な年となっています。  
 届け出は、北海道全調理師会北見支部(ホテル黒部 北見市北7条西1丁目) ☎ 0157-2312251に令和5年1月15日(日)までに提出してください。  
 届出用紙は、一般社団法人北海道全調理師会北見支部、北見保健所に備えてあります。また、インターネットでの届け出も可能です。次のQRコードからアクセスしてください。  
 ※届け出が必要な調理師とは、次の施設・店舗で調理の業務に従事している方です。  
 ●寄宿舎、学校、病院、事業

所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設  
 ●飲食店営業、魚介類販売業、そらざい製造業、複合型そらざい製造業  
**問い合わせ先**  
 北海道全調理師会 ☎ 011-511-1326  
 北海道保健福祉部 健康安全局地域保健課 ☎ 011-231-4111 (内線25-526)  
 北見保健所 ☎ 0157-24-4172

**議会の録画配信を行っています**  
 インターネットを利用した定例会の録画配信を行っています。定例会の様子は会議終了後、1週間前後で配信する予定です。町ホームページにアクセスしてご覧ください。  
**ホームページ**  
<https://www.town.tubetsuhokaido.jp/>  
 ※トップページ左側のボタンで議会インターネット配信をクリック  
**問い合わせ先**  
 議会事務局 ☎ 77-8393

**交通安全情報**  
 今年も交通安全運動にご協力をお願いします。

新年明けましておめでとうございます。昨年は交通安全運動にご協力いただき、ありがとうございました。今年もご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

この時期は、降雪の影響で路面が滑りやすく、交差点や道路わきの雪山で歩行者が見えにくくなります。運転時に急なブレーキ・アクセル操作を行うと、スピンなどを引き起こし大変危険です。安全運転を心がけ、車間距離を十分に取った運転を行ってください。歩行者は、自分が車から見えにくくなっていることを自覚し、明るい色の服や反射材を身に付けて自分の存在を知らせましょう。また、道路は信号機がある所を渡るように心がけてください。

新しい一年の始まりです。交通事故には十分に気をつけ、良い一年を過ごしましょう。

**防犯アプリで安全・安心**  
 地域安全 NEWS

北海道警察公式防犯アプリ「はくとポリス」は、身近な地域での犯罪発生、不審者出没等の情報をお知らせします。また、その他にも、痴漢対策機能等など、皆さまの安全・安心な暮らしを支援します。ご家族や職場の皆さまの防犯にお役立てください。

痴漢撃退防犯ブザー 防犯マップ 現在地送信 パトロール

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

**消火栓、防火水槽の除雪にご協力いただきありがとうございます**

消火栓や防火水槽は、消火活動に必要な水を消防車両に供給するために備えられた重要な消防施設です。消防署では冬期間、職員・団員で町内を回り除雪作業を実施していますが、付近住民のご協力により消防施設が除雪されている箇所が多数あります。

付近住民の皆さまには、消防業務へのご理解とご協力をいただき、消防職員・団員一同、心から感謝しています。

〈津別消防署・津別消防団〉

**甲種防火管理新規資格取得講習会を開催**

**日時**  
 1月23日(月)・24日(火)の2日間

**1日目**  
 午前9時から午後3時まで(受付は午前8時45分から)

**2日目**  
 午前9時から午後4時まで(受付は午前8時45分から)

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となる場合があります。

**場所**  
 美幌町字東2条北4丁目9番地の9  
 美幌町民会館(2階会議室7・8)

**定員**  
 24名

※受付は先着順とし、定員を超えた場合は受付をお断りさせていただきます。

**受講料**  
 4,600円  
 (講習テキスト代等含む)

**受講申込書**  
 美幌・津別広域事務組合消防本部または津別消防署にあります。また、ホームページでもダウンロードできます(郵送申し込み可能)。

**申込締切**  
 令和5年1月10日(火)

**その他**  
 甲種防火管理者が必要な建築物  
 ①老人短期入所施設、養護老

**消防出初式を行います**

津別消防署・津別消防団合同による出初式を行います。

**日時**  
 令和5年1月5日(木)午後1時30分から

**場所**  
 津別消防庁舎

**サイレン吹鳴**  
 午後0時30分  
 (津別・活汲・本岐)

**その他**  
 新型コロナウイルス感染症

人ホーム、グループホーム等で収容人員が10人以上の建物。

②劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院などの不特定多数の人が出入りする用途(特定用途)の防火対象物のうち、収容人員が30人以上であり、建物の延べ面積が300㎡以上のもの。

③共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの用途(非特定用途)の防火対象物のうち、収容人員が50人以上であり、建物の延べ面積が500㎡以上のもの。

**問い合わせ先**  
 津別消防署 ☎ 76-2189

**戦没者等の「遺族の皆さまへ」**

拡大防止のため、例年より規模を縮小し、関係者のみで執り行います。

**問い合わせ先**  
 津別消防署 ☎ 76-2189

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。令和5年3月31日(金)までに、ご請求ください。請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

**支給対象となる方**  
 令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫

**償却資産の申告書の提出期限は1月31日です**

償却資産(事業を行っている個人・法人が減価償却費の対象としている資産で家屋を除くもの)の申告書の提出期限は、1月31日(火)です。税務収納係まで提出してください。

**問い合わせ先**  
 税務収納係10番窓口 ☎ 77-8376

**戦没者等の「遺族の皆さまへ」**

③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかで、順番が入れ替わります。

4. 1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

**支給内容**  
 額面25万円

**請求窓口**  
 5年償還の記名国債

北海道保健福祉部 福祉局地域福祉課援護係 ☎ 011-231-4111 (内線25-622)

津別町役場福祉係6番窓口 ☎ 77-8381